

## 意見書案第 号、「集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書案の提案説明

安倍晋三首相が憲法解釈の変更によって集団的自衛権の行使を認めることが可能だとの考えを繰り返し表明しています。

これは、現憲法下では集団的自衛権の行使は禁止されるとの憲法解釈に立ってきた歴代自民党政府の基本見解さえ覆す重大な問題です。

この件に関しては、国会で憲法や法律の政府統一見解について答弁してきた政府内閣法制局長官は、集団的自衛権について、「行使ができないのは憲法9条の制約である。わが国は自衛のための必要最小限度の武力行使しかできないのであり、集団的自衛権はその枠を超える」とし、憲法上許されないとしてきました。

これまで政府は、憲法9条2項があるため、自衛隊を「軍隊ではない」「自衛のための必要最小限度の実力組織である」と説明し、「そういった自衛隊の存在理由から派生する当然の問題」として、武力行使の目的をもった部隊の海外派遣、集団的自衛権の行使、武力行使を伴う国連軍への参加の3点について「許されない」という見解を示してきました。

いま安倍首相が進めようとしていることは、憲法についての見解が対立する問題は便宜的な解釈の変更によってではなく憲法改正の議論によって解決するのが筋だとしてきた政府の立場さえ否定するものです。憲法の最高規範性、「憲法で権力を縛る」という立憲主義、さらには国民主権の原則をあまりにも軽んじた考え方です。

このことについて、憲法改定の是非に関する立場の違いを超え、首相のたくらみを許せば、現代国家の立憲主義、法治主義の大原則が破壊されるという批判の声が広がっています。

元内閣法制局長官の阪田雅裕氏は、「集団的自衛権の行使を認める憲法解釈の変更によって、これまでの政府の立場からしても、9条は有名無実になってしまうと警告しています。

自衛隊を違憲と考える人にとってはもちろん、「合憲」と考える人にとっても、決して見過ごしにできない大問題です。

自民党内からも、「実際にアメリカを攻める国があるのか。机上の論理はともかく、アメリカを攻めたらどの国も逆にやられるのだから、そんな国があるわけない」「集団的自衛権を今やらなければならぬ切迫感はない。自衛隊を海外に出すことに賛成できない」と元幹事長の野中広務さん、古賀誠さん、山崎拓さん、大島理森前副総裁などから反対の声が出ています。連立を組む公明党の漆原良夫国対委員長からも、「『国民の声を聴く』という一番大切な部分が欠落しており、到底賛成できない」との声が上がっています。

2月22、23両日実施のテレビ朝日系の世論調査では解釈改憲を「支持しない」が51%で、「支持する」の26%を大きく上回るなど、立場の違いを超えて反対の声が広がっています。

集団的自衛権の行使を認めることは、「自衛隊が海外に行って戦争できる」ようになることであり、「国の形が大きく変わる」ことです。自衛隊員が海外の戦闘で他国の人々を殺し、殺される事態も生まれかねません。そんな重大なことを一内閣の憲法解釈の変更でやるのは、法治国家の根幹にかかわります。

よって本市議会が、「集団的自衛権」行使容認の憲法解釈変更反対の意見書を、甲賀市議会として採択されますよう、議員各位の賛同を心からお願いして提案理由と致します。